

# 江別市一般旅客自動車運送事業者支援給付金のご案内

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止対策への配慮が必要とされる一般旅客自動車運送事業者に対し、給付金を支給することにより支援を行うものです。

## 2 対象者 ※次の要件をすべて満たす事業者（法人、個人）です。

- ① 令和2年4月1日時点において、道路運送法第4条に規定する許可（4条許可）を受けていること。
- ② 4条許可に係る事業計画に基づき、市内に事業所を置いていること。
- ③ 継続的に当該事業を営んでおり（一時的な休止を含む。）、申請日以後においても事業継続の意思があること。
- ④ 営業に当たり、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、適切な感染防止対策を実施していること。

※ なお、「江別市卸・小売業者支援給付金」（主たる事業が卸・小売業である事業者に対する江別市の給付金）と重ねて受け取ることはできません。

## 3 給付金の額

対象者	令和2年4月1日時点の市内事業所における登録車両（緑ナンバー車両）の台数	支給額
法人事業者	2台以上	20万円
	1台	10万円
個人事業者		10万円

## 4 申請手続

### (1) 申請書類

① 江別市一般旅客自動車運送事業者支援給付金支給申請書 ※消えるボールペン、修正液等は使用不可	別紙記載例を ご参照下さい
② 誓約書兼同意書	
③ 市内事業所における登録車両の車検証の写し（法人で2台以上の場合は2台分）	
④ 振込先が確認できるもの（通帳の口座番号が書かれた部分の写し等）	

## (2) 申請方法

感染症拡大防止の為、原則として郵送申請をお願いします。

- ・送料は申請者様でのご負担をお願いします。
- ・未着を防ぐため、配達履歴が確認できる方法（配達記録、簡易書留等）  
をおすすめします。

**宛先** 〒067-8674 江別市高砂町6番地  
江別市企画政策部政策推進課公共交通担当 宛

**申請期限** 令和2年9月30日（水）必着

## 5 Q&A

Q 適切な感染防止対策とはどのようなものですか。

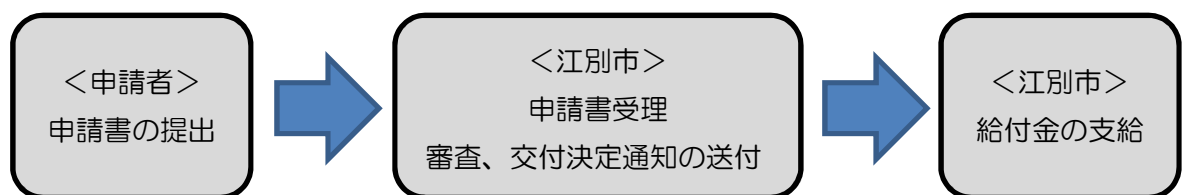
A 事業の形態により様々ではあると考えられますが、例を挙げると乗務員のマスク着用、定期的な消毒の実施、シート等を利用した飛沫防止対策等が挙げられます。

Q 国や道の支援金や給付金を申請している場合でも、こちらの給付金を申請できますか。

A 江別市独自の給付金のため、問題ありません。ただし、「江別市卸・小売業者支援給付金」（主たる事業が卸・小売業である事業者に対する江別市の給付金）と重ねて受け取ることはできません。

Q 申請の流れを教えてください。

A



※交付決定通知の送付から、概ね2週間程度で指定口座に入金予定ですが、一度に多数の申請があった場合は、もう少しお時間をいただく場合があります。また、申請書類や口座情報に不備があった際も、入金が遅れる場合があります。

### 【問い合わせ先】

江別市企画政策部政策推進課公共交通担当

電話 011-381-1295（平日 午前8時45分～午後5時15分）

メール [seisaku@city.ebetsu.lg.jp](mailto:seisaku@city.ebetsu.lg.jp)

※問い合わせが集中し、電話が繋がりにくい場合がございますのでご了承ください。